

### 3. 現行使用料金体系及び改定使用料金体系(案)①～③について

#### (1) 現行使用料金体系と改定使用料金体系(案)①～③について

表 3-1 において、現行の使用料金体系と改定使用料金体系(案)として①～③の 3 つのパターンを示しております。

現行の阿見町の料金体系は、基本料金に一定水量を付与した基本水量制として 10 m<sup>3</sup>以内の利用を一律料金とし、10 m<sup>3</sup>超の使用については水量が増大するごとに高い単価を適用する逓増型の従量制を採用しております。

#### ■料金区分の基本的な考え方

基本料金	使用水量に関係なく、全ての下水道使用者が負担する料金であり、一般的に使用水量に関わらず発生する資本費(※1)などに充当します。
従量料金	使用水量の単価であり、使用水量に応じて計算される料金です。一般的に使用水量により変動する動力費(※2)などに充当します。

#### ■基本料金を値上げする理由

今回の審議会でご提示する改定下水道料金体系(案)は、①～③のいずれも基本料金について値上げるものとなります。

前回(平成 24 年)の料金改定では、昭和 59 年の供用開始後初めての下水道使用料の見直しを行い、大口利用者への適正な負担や節水努力を促す使用水量区分として 500 m<sup>3</sup>を超える区分を新たに設けるとともに従量料金の改定を実施し、基本料金については据置きとしました。

今回の料金改定では前回の料金改定において料金体系・従量料金の見直しを実施したこと、また、料金算定期間である平成 30 年度～33 年度において、使用水量に関わらず発生する資本費(※1)の金額が大きな割合を占めており、基本料金を改定することが受益者負担の原則に沿っていること、これらの理由により、従量料金は現行を維持し、下水道使用者に公平に負担していただくことができる、基本料金のみを改定する案とします。

#### ■料金改定案の作成にあたり考慮した事項

料金改定にあたって考慮した事項として、上記を含む受益者負担の原則の徹底、一般会計への過度な依存からの脱却、県内市町村の下水道使用料(資料3-4)のほか、国の動向があり、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知)において、「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円/20 m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。」とされています。

ただし、下水道利用者の方の負担を考慮し、激変緩和のため今回の料金改定で一度に 3,000 円/20 m<sup>3</sup>へ値上げするのではなく、段階的に値上げを実施していただくことが望ましいと考えており、今回の審議会では、①～③の段階的な改定案を提示いたしました。

(※1)資本費 : 過去に建設した下水道施設に係る借入金の償還元利金等です。

(※2)動力費 : 汚水処理にかかる光熱水費などの経費です。

表 3-1 現行使用料金体系及び改定使用料金体系(案)①～③

(税抜、単位:円)

料金区分	使用水量	現行	改定案①	改定案②	改定案③
基本料金 改定あり	～10 m <sup>3</sup> 以内	1,000 円	1,100 円	1,300 円	1,500 円
従量料金 改定なし (現行どおり)	10 m <sup>3</sup> 超～ 20 m <sup>3</sup> 以内	120 円/m <sup>3</sup>	120 円/m <sup>3</sup>	120 円/m <sup>3</sup>	120 円/m <sup>3</sup>
	20 m <sup>3</sup> 超～ 30 m <sup>3</sup> 以内	130 円/m <sup>3</sup>	130 円/m <sup>3</sup>	130 円/m <sup>3</sup>	130 円/m <sup>3</sup>
	30 m <sup>3</sup> 超～ 50 m <sup>3</sup> 以内	150 円/m <sup>3</sup>	150 円/m <sup>3</sup>	150 円/m <sup>3</sup>	150 円/m <sup>3</sup>
	50 m <sup>3</sup> 超～ 100 m <sup>3</sup> 以内	160 円/m <sup>3</sup>	160 円/m <sup>3</sup>	160 円/m <sup>3</sup>	160 円/m <sup>3</sup>
	100 m <sup>3</sup> 超～ 500 m <sup>3</sup> 以内	170 円/m <sup>3</sup>	170 円/m <sup>3</sup>	170 円/m <sup>3</sup>	170 円/m <sup>3</sup>
	500 m <sup>3</sup> 超	180 円/m <sup>3</sup>	180 円/m <sup>3</sup>	180 円/m <sup>3</sup>	180 円/m <sup>3</sup>

(2) 現行使用料金体系及び改定使用料金体系(案)①～③の使用料金比較

表 3-2 において、現行の使用料金体系と改定使用料金体系(案)①～③を採用した場合の使用水量別の料金をそれぞれ示しております。

改定案①～③については、すべて水量 10 m<sup>3</sup>以内の基本料金の値上げになります。

表 3-3 において、現行の下水道料金体系と改定下水道料金体系(案)①～③を採用した場合の資本費回収率(※3)をそれぞれ示しております。

料金体系や従量料金を現行のままとし、基本料金の改定のみで国が求める水準まで値上げする場合には、現行料金から 800 円値上げし、基本料金が 1,800 円(20 m<sup>3</sup>の料金は 3,000 円)となり、資本費回収率は 49.2%となります。

また、同様の条件で資本費回収率を 100%とするには現行料金から 2,900 円値上げし、基本料金を 3,900 円(20 m<sup>3</sup>の料金は 5,100 円)とする必要があります。

表 3-2 現行料金体系及び改定料金体系(案)①～③の水量別料金

(税抜、単位:円)

使用水量	現行	改定案①	改定案②	改定案③
20 m <sup>3</sup>	2,200 円	2,300 円	2,500 円	2,700 円
30 m <sup>3</sup>	3,500 円	3,600 円	3,800 円	4,000 円
50 m <sup>3</sup>	6,500 円	6,600 円	6,800 円	7,000 円
100 m <sup>3</sup>	14,500 円	14,600 円	14,800 円	15,000 円
500 m <sup>3</sup>	82,500 円	82,600 円	82,800 円	83,000 円
1,000 m <sup>3</sup>	172,500 円	172,600 円	172,800 円	173,000 円

表 3-3 現行料金体系及び改定料金体系(案)①～③の資本費回収率(※3)

	現行	改定案①	改定案②	改定案③
資本費回収率	29.7%	32.1%	37.0%	41.9%

(※3)資本費回収率 : 資本費、すなわち過去の下水道施設の建設時の借入金の償還や今後の整備に必要な費用(使用料で負担すべきものに限る)を下水道使用料でどれだけ賄えているかを表す指標です。下水道使用料で賄えなかった資本費については、一般会計繰入金で賄うこととなります。

$$\text{資本費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料} - \text{維持管理費}}{\text{資本費}}$$